

公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県倉吉市山根557番地1パープルタウン2階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援するとともに、NPO、企業、行政、自治組織等、多様な主体による協働・連携を推進することにより、県民活動の活性化及び、持続可能な活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の社会参画機会を促進する事業
- (2) ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を担う団体等を支援する事業
- (3) ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動に関する人材育成、ネットワーク促進、情報収集・発信、調査・政策提言、価値創出のための事業
- (4) 多様な主体が参加する協働・連携を促進・支援する事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の名称及び所在地並びに拠出をする財産及びその価額は、以下のとおりとする。

名 称	住 所	財 産	価 額
鳥取県	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	金銭	3,000,000円
鳥取市	鳥取県鳥取市尚徳町116番地	金銭	505,000円
米子市	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地	金銭	382,000円
倉吉市	鳥取県倉吉市葵町722番地	金銭	129,000円
境港市	鳥取県境港市上道町3000番地	金銭	90,000円
岩美郡岩美町	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1	金銭	31,000円
八頭郡若桜町	鳥取県八頭郡若桜町大字若桜801番地5	金銭	9,000円
八頭郡智頭町	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1	金銭	19,000円
八頭郡八頭町	鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地	金銭	46,000円
東伯郡三朝町	鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2	金銭	18,000円
東伯郡湯梨浜町	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1	金銭	44,000円
東伯郡琴浦町	鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2	金銭	47,000円

東伯郡北栄町	鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1	金銭	39,000円
西伯郡日吉津村	鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15	金銭	9,000円
西伯郡大山町	鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地	金銭	44,000円
西伯郡南部町	鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1	金銭	29,000円
西伯郡伯耆町	鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3	金銭	29,000円
日野郡日南町	鳥取県日野郡日南町霞800番地	金銭	13,000円
日野郡日野町	鳥取県日野郡日野町根雨101番地	金銭	9,000円
日野郡江府町	鳥取県日野郡江府町大字江尾475番地	金銭	8,000円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会において報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員の設置)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

第15条 評議員に対して、各年度の総額が80,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程によるものとする。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）評議員の選任及び解任
- （2）理事及び監事の選任及び解任
- （3）理事及び監事の報酬等の額
- （4）評議員に対する報酬等の支給の基準
- （5）貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- （6）定款の変更

- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会を必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、その事項について議決に加わることができる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の

状況を調査することができる。

3 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事又は監事は、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程によるものとする。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第36条 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般法人法第197条において準用する同法101条第2項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は同条第3項の規定に基づいて監事が招集したとき

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、法令及び前条第2項第2号又は第4号前段の規定に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するものは、理事会の日時、場所、会議の目的である事項及びその内容を示した書面をもって、理事会の日の7日前までに通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承認する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産総額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆に見えやすい場所に掲示する。

第10章 補則

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(実施細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(設立時評議員)

第49条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 竹内功 平井伸治 藤縄匡伸 本城守 松本昭夫

(設立時役員)

第50条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木千代子 田中規靖 田原明夫 中川玄洋 新名阿津子

松田暢子 毛利葉 山根到 渡部万里子

設立時監事 西谷隆博 藤本英興

(設立時代表理事)

第51条 この法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 山根到

(最初の事業計画等)

第52条 この法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第53条 この法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成26年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

改正後のこの定款は、平成27年4月1日から施行する。

改正後のこの定款は、令和3年6月21日から施行する。